

液体窒素凝縮置の購入
仕 様 書

1. 件名

液体窒素凝縮装置の購入

2. 目的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所 大熊分析・研究センターにおける分析業務に使用する Ge 半導体検出器の冷却に用いる液体窒素凝縮装置の購入に係る仕様について定めたものである。

3. 購入品仕様

液体窒素凝縮装置（AMETEK 社製 MOBIUS-PT）相当品 1 式

※AMETEK 社製垂直型 Ge 検出器が設置可能とする。

4. 納期

令和 9 年 2 月 26 日（金）

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

〒979-1301 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原 5

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター 施設管理棟

※納品場所の施設管理棟は、福島第一原子力発電所の隣接地区であり、帰還困難区域になっており、事前に通行申請が必要となる。入域の手続きに関しては、原子力機構担当者と別途調整すること。

(2) 納入条件

持込渡し

6. 検収条件

第 5 項 (1) に示す納入場所に納入後、本項の検査に合格し、第 7 項の提出図書の完納をもって検収とする。

【検査内容】

検査は以下の項目を実施すること。なお、以下の検査を実施するにあたり、事前に検査要領書を作成し原子力機構の確認を得るものとする。

- ・外観検査 : 機能及び性能に支障が生じる傷、変形等がないこと。
- ・員数検査 : 所定の数量を満たしていること。

7. 提出図書

受注者が原子力機構に提出すべき書類は表1「提出図書リスト」のとおりとする。

表1 提出図書リスト

	図書名	様式	部数	提出時期	事前確認
1	工場検査 要領書	受注者	2	作業開始前まで	要
2	工場検査 成績書	受注者	1	作業終了後速やかに	—
3	取扱説明書	任意	1	納品後速やかに	—
4	その他必要な図書	任意	必要部数	その都度	—

- ・ 図書の提出先は原子力機構 大熊分析・研究センター分析課とする。
- ・ 用紙は、原則として A4 判、図面は A 列とすること。
- ・ 内容等不明確な点は、その都度原子力機構と協議すること。

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものの採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

9. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た情報、データ等の取扱に注意するとともに、これらの情報について第三者に漏洩しないこと。
- (2) 納入に伴い発生した梱包材等の廃棄物は受注者にて持ち帰ること。
- (3) 受注者は、本契約において原子力機構が要求する全ての事項に対して責任を負い、仕様書の要求に合致した完全なものを、定められた期日までに原子力機構に引き渡すものとする。
- (4) 受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた原子力機構の損害及びその他の損害について、全ての責任を負うものとする。
- (5) 納入物品や居室の床等に損傷が認められた場合には、原子力機構の指示に基づき、受注者の責任において原状回復もしくは損害の補償を行うこと。
- (6) 受注者は、作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (7) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。
- (8) その他仕様書に定めていない事項については、原子力機構と協議のうえ決定する。

以上